

物 件 調 書 【 土 地 】

| | | | |
|-----------|---|-----------|---------------|
| 財産の名称 | (元)浜村警察署署員宿舎(下原) | | |
| 所在地 | 鳥取市気高町下原字鬮田305番8 | | |
| 面積 | 公簿面積 496.73㎡ (実測面積 496.73㎡) | 地目 | 宅地 |
| 形状 | ほぼ長方形 | 間口 | 約33m(南西側県道界面) |
| | | 奥行 | 約15m |
| 界面道路の状況 | 南西側・県道、幅員約5m、対象地前付近の幅員約7.5mに拡幅。 地勢ほぼ平坦で、画地は道路とほぼ等高。 | | |
| 位置及び環境 | JR山陰本線「浜村」駅の約1.3km(道路距離)に位置する。 一般住宅、農家住宅が見られる既存住宅地域である。 | | |
| 法令等による制限 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | |
| | 用途地域 | — | |
| | 建ぺい率 | 70% | |
| | 容積率 | 400% | |
| | 高度指定 | — | |
| | 防火指定 | — | |
| その他の主な規制 | | | |
| 供給処理施設の状況 | 電気 | 可 | 都市ガス 無し |
| | 上水道 | 可 | 下水道 可 |
| 沿革 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年3月 土地取得 ・平成23年3月 用途廃止 ・平成23年12月 建屋取壊し ・平成24年9月 筆界確認 | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士によるこの土地の最有効使用の判定:2~3分割による利用 ・埋蔵文化財及び土壌汚染は確認されていない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、調査漏れ等の可能性がありますので、詳細については各自の責任において確認を行ってください。 ・当敷地内に西日本電信電話株式会社設置の本柱2本があり、鳥取県と賃貸借契約中。所有権移転後、契約解除予定であるので、移転等が必要であれば所有権移転後に購入者が西日本電信電話株式会社と協議すること。 ・敷地内の不要物等は購入者において処分すること。 | | |

注:上記制限等については、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、今後制限等の変更または調査漏れ等の可能性がありますので、詳細についてはもう一度各自の責任において確認(調査)を行ってください。